

性的マイノリティの権利を保障する条例、全国の地方自治体で増加

社会システムコンサルティング部
 コンサルタント 一丸 紗月

性的マイノリティの権利保障に関する法整備が注目を集めている。2023年5月には、LGBTなど性的少数者に関する国民の理解を増進することを目的とした「LGBT理解増進法案^{*1}」の国会提出が決定した(2023年5月17日現在)。

国が主導する法整備に先んじて、地方自治体(都道府県・市区町村)が独自に性的マイノリティの権利を保障する条例を制定する例が増加している。一般財団法人地方自治研究機構によると、性的マイノリティに対する差別的な取り扱いを禁止する条例を制定する地方自治体は2023年4月1日時点で66自治体(7都府県59市区町)にのぼる^{*2}。

条例の主な構成要素としては(i)目的・基本理念(ii)用語の定義(iii)差別禁止規定(iv)アウティングの禁止・カミングアウトの自由の保障、が挙げられる。特に(iv)は2018年に東京都国立市が全国の自治体で初めて条例に盛り込み、以降多くの自治体で取り入れられるようになった。なお、条例で差別禁止を定めたとしても、罰則規定がない等の理由から実効性を持たず、形骸化してしまう可能性があることには留意が必要である。行政・事業者・市民の責務規定や審議会・拠点施設の設置、行動計画の策定等、政策の実行に寄与する項目を盛り込むことも、具体的な取り組みを実施していくにあたって重要なポイントとなる。

条例は、自治体が制定できる最上位の法令である。計画や大綱ではなく、法的効力を持つ条例として性的マイノリティの権利を保障することによって、当事者への差別を禁止し、住民や事業者、学校等に対する働きかけを強化することができる。条例を制定した自治体では、条例を根拠として当事者を支援する施策に積極的に取り組んでいるほか、幼稚園・小中学校や民間企業からの性の多様性に関する講演依頼が増えるなど、さまざまな側面において効果が表れているという^{*3}。

自治体による条例整備は、地域に住む住民の生きづらさの解消に寄与するのみならず、内外に性的マイノリティに対する支援の姿勢を示し、社会に対して必要性を訴える意味を持つ。国が主導する法整備の動きはあるものの、保守派に配慮した修正が加えられるなど、検討すべき論点は残存している。当事者の生声・ニーズを丁寧に受け止め、条例を制定する自治体がさらに増加していくことに期待したい。

図表1 性的指向・性自認および性的少数者に対する差別的な取り扱いを禁止する条例の制定数



注1) 条例制定状況は※2のHPに掲載されている自治体数(各年の4月1日時点)をカウントし、条例の形式についてはNRIが各自治体の条例を参照して分類を行った
 注2) 2012~17年に制定された条例はすべて「①男女共同参画推進条例」である
 出所) 一般財団法人地方自治研究機構のデータを基にNRI作成

※1 性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律

※2 地方自治研究機構 性の多様性に関する条例【条例の制定状況】http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/002_lgbt.htm

※3 性的マイノリティの権利を保障する条例を制定した自治体に対するヒアリングより

図表2 条例の主要な構成要素

No.	項目	内容例
i	目的・基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 性的指向・性自認等による差別等や暴力等を受けないこと 人権が尊重されること
ii	用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> 性的指向・性自認・パートナーシップなど
iii	差別禁止規定	<ul style="list-style-type: none"> 性的指向・性自認等を含む性別を起因とする差別の禁止 その他性別に起因する人権侵害の禁止(セクシュアルハラスメントを含む)
iv	アウティングの禁止 カミングアウトの自由の保障	<ul style="list-style-type: none"> アウティング(本人の同意のない性自認または性的指向の公表)の禁止 カミングアウトの強制的禁止 カミングアウトの自由の保障
v	その他	<ul style="list-style-type: none"> 行政・事業者・市民の責務規定 審議会・拠点施設の設置 行動計画の策定 性別表現の自由の保障

注) 上記内容には含まれない内容・工夫を盛り込んでいる場合もある
 出所) 性的マイノリティの権利を保障する条例を基にNRI作成